

長良川河口堰検証P T及び専門委員会の進め方（案）

20110年6月8日

小島 敏郎

1 P Tの目的及び運営

（1）目的

大村愛知県知事と河村名古屋市長の共同マニフェスト中「長良川河口堰の開門調査」に関して、長良川河口堰の建設及び運用が自然環境及び地域社会に及ぼした影響を検証し、岐阜県・愛知県及び三重県の長良川流域全体を視野に入れて、愛知県民及び名古屋市民の立場からの今後の長良川河口堰の最適な運用方法を提言することを目的とする。

（2）P T及び専門委員会の会議の運営

- 1) P T及び専門委員の会議（以下「会議」という）の運営は、会議を構成する委員の合議により決定する。
- 2) P Tは関係者からのヒアリングを行い、及び専門委員会は専門的知見を有する者からの意見の聴取を行い、これらを踏まえてそれぞれ委員の間での討議によって進める。なお、専門委員会は、話題提供者を招聘し委員による議論を行う方式で進め、委員が報告書の執筆に当たる。
- 3) 会議は概ね2時間から3時間程度とする。ただし、報告書を取りまとめるため、集中的検討を行うことがある。
- 4) 会議は愛知県民及び名古屋市民の負託によるものであり、会議及び会議資料並びに住民等から寄せられた意見は原則として全て公開とする。また、報告書は、県民及び市民に分かりやすく取りまとめる。
- 5) 会議の庶務は愛知県が担当する。愛知県及び名古屋市は、P T及び専門委員会の求めに応じて資料を提出する。

※ 専門委員会設置またはP T委員の追加について

- 1) 検証P Tの下に専門委員会を設置する（「設置要綱」）。
- 2) 検証P Tの委員を拡充する（「設置要綱」の改正が必要）。

2 検討項目

（1）利水

- 1) 利水需要の見通し：利水安全度を上げるべきか、総需要抑制に向かうべきか

- 2) 利水撤退の可能性とそのルール：制度の説明と県・市の負担試算
- (2) 環境影響の総括（水質/底質、生物）：環境影響は不可逆的かつ致命的だったのか
- (3) 塩害の実態：塩害は実在したか
- (4) 河口堰の治水効果の検証：治水の建設目的は正当だったのか
- (5) 河口堰扉門開放：環境改善効果と利水・治水・塩害への影響予測、及び弾力的運用の技術的問題
- (6) その他

3 報告書の作成

(1) 報告書の作成

長良川河口堰検証PTの報告書は、①ヒアリングの取りまとめ（PTが作成）、②専門的検討の取りまとめ（専門委員会が作成）を要素とする。

(2) 報告書の作成手順

会議の報告書は、委員自身が執筆し、会議に諮る。その手順は、①委員による報告書案の作成、②委員による討議、③報告書のとりまとめとする。

(3) 報告書作成の目途

報告書の取りまとめは、2011年9月末を目標とする。